嘉麻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

Ⅰ　基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」という。）の改正法が平成２８年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

嘉麻市においては平地と中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では基盤整備のされていない区画・形状の悪い圃場等が多く、シカ・イノシシなどの獣害の影響により農地の遊休化に拍車をかけていることから、その発生防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作等が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第５６号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「改正基盤法」という。）第１９条第１項の規定に基づき、嘉麻市が農業者の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このような観点から、地域の特性を考慮しながら活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、嘉麻市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価の方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」）及び改正基盤法第６条第１項に規定する嘉麻市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」）で「耕地面積に占める担い手への農地集積面積の割合を令和１７年度までに７０％にすること」が目標となっていることから、その目標達成のため令和１７年度までの１０年間の目標とし、５年毎に行われる基本方針及び基本構想の改正に合わせ、検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２５日付け３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

Ⅱ　具体的目標と推進方法及び評価方法

１　遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合(B/A)
現　　状（令和８年３月）	1,841ha	21.1ha	1.1%
中　　間（令和 13 年３月）	1,841ha	15.0ha	0.81%
目　　標（令和 18 年３月）	1,841ha	10.5ha	0.57%

注１：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。

注２：令和 18 年３月までに遊休農地を解消することを目的とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

嘉麻市農業委員会の農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３０条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成２１年１２月１１日付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第３の１（１）に基づき、遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない適切な時期に実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれの

ある農地の所有者等に対して、直ちに利用意向調査を実施し、農地所有者等の意向や「地域計画」を勘案しつつ、担い手への調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②　農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を実施後、中間管理機構に遊休農地の情報提供を行う。また農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表明があったときはすみやかにその旨を機構に通知する。

農地の所有者等の意向表明から６月を経過しても農業上の利用が図られていないとき、農業上の利用を行う意思がないとき、利用意向調査を行った日から６月を経過しても意思の表明がないとき等に該当するときは、当該農地の所有者等に機構と協議すべきことを勧告する。

ただし、当該農地が機構の事業規程の基準に不適合である場合は、協議の申し入れは行わない。この場合、農業委員会は当該農地について改めて農地に該当するか否かの判断を行い、農地に該当すると判断した場合は、その他の方法による利用関係の調整を行う。

③　非農地判断について

利用状況調査により、再生利用が困難な農地（既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地）と判定した農地については対象地に関する情報を精査・確認し、調査後直ちに農地に該当するか否かの判断を行う。

非農地と判断された対象地については、所有者等をはじめ都道府県、市町村、法務局等の関係機関に非農地になった旨を通知し、農地台帳上の現況地目について実態に沿った地目に変更する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２　担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率(B/A)
現　　状 （令和８年３月）	1,820ha	838ha	46.0%
中　　間 （令和 13 年３月）	1,820ha	1,056ha	58.0%
目　　標 （令和 18 年３月）	1,820ha	1,274ha	70.0%

注１：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

注２：「福岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率７０％を目標とする。

【参考】担い手の育成・確保に関する数値目標

	総農家数（うち主業経営体数）	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	特定農業団その他の集落営農組織
現　状 （令和８年３月）	668 戸 (82 戸)	81 経営体	17 経営体	14 経営体
目　標 （令和 18 年３月）	467 戸 (57 戸)	73 経営体	13 経営体	14 経営体

注１：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注２：「総農家数（うち、経営体数）」は、農林業センサスの 2025 年数値である。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　「地域計画」の見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、１０年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、嘉麻市農林振興課、農地中間管理機構、ＪＡ等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する耕作可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、法人等を含めた地域の担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、基盤整備が十分に行われていない農地では、地域の意向が整えば農地中間管理機構による県営農地整備事業の活用や特定農作業受委託等の組織化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３ 新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者数 （個人・法人）
目　　標 （令和 18 年 3 月）	左記目標年度まで、１年間で１経営体の新規参入を目標とする。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

嘉麻市農林振興課、県普及指導センター、ＪＡ等の関係機関・団体と連携、情報の共有を図り、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

② 新規就農支援事業補助金の活用について

嘉麻市農林振興課内に設置された「嘉麻市農家創生協議会」や「飯塚地域ア

グリスクール」等の補助事業を活用し、新規就農者への支援を促進する。

③　農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は認定新規就農者に対してのサポートチームの構成員となり、就農後の「農地」の相談や指導等の支援を行う。

また、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域については地域の実情を検証するとともに、新規就農者と地域のパイプ役を担い、地域に定着できるよう助言や指導等に努める。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅲ　地域計画のブラッシュアップにおける農業委員会の役割

嘉麻市において策定された地域計画だが日々情勢は変化しており、計画のブラッシュアップが必要となっている。

「地域計画」において位置づけられた農業委員会の役割とは、農地の出し手と受け手の意向把握を十分に行い、嘉麻市が開催する「協議の場」での意見交換に活用する現況地図を作成して嘉麻市に情報提供し、協議の場の結果を踏まえ目標地図に反映させることが求められている。

そのために農業委員と推進委員の協議の場への参加と、より多くの関係者の参加を促すための声掛け等も積極的に実施する。

また地域計画を推進するにあたり、遊休農地に該当する農地又は耕作の事業に従事する者が不在となる又は不在となることが確実と認められる農地がある場合は、農地法に基づく所有者不明農地制度を積極的に活用し、地域計画に位置付けられた担い手への利用権設定を推進する。

今後も嘉麻市、農地中間管理機構、ＪＡ等関係機関と連携を図り、指針の目標達成に向け地域計画を推進することにより、嘉麻市の農業が持続可能となるよう活動を行っていく。